

8・利用料金表 自己負担額の目安として

① 身体介護中心 身体介護とは入浴・排泄・食事・体位変換・通院介助等です。

	20分未満	20分以上 30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 (以後30分毎)
1割負担	214円	321円	508円	744円 (+107円)
2割負担	429円	642円	1017円	1487円 (+216円)
3割負担	643円	963円	1526円	2231円 (+324円)

② 生活援助中心 生活援助とは調理・洗濯・掃除・買物等です。

	20分以上45分未満	45分以上
1割負担	235円	289円
2割負担	470円	578円
3割負担	705円	867円

③ 身体介護中心の訪問介護の後、生活援助中心の訪問介護を行う場合は、身体介護中心の料金に加えて、時間ごとに下記の料金を加算します。

	20分以上	45分以上	70分以上
1割負担	86円	172円	258円
2割負担	172円	344円	516円
3割負担	258円	516円	774円

*上記、料金表には特定事業所加算（I）20%が含まれています。

- ・サービスに要する時間はそのサービスを実施するために国で定められた標準的な所要時間です。
- ・上記は午前8時から午後6時までの料金です。それ以外のご利用は時間帯によって割増料金となります。
 - 午後6時から午後10時・午前6時から午前8時 25%の割増
 - 午後10時から午前6時 50%の割増
- ・通常の事業の実施地域を超えてサービスを実施する場合には、以下の料金をいただきます。
 - 通常の実施地域を超えた地点から、片道1kmあたり 30円（税込料金）
- ・上記の金額は、1回あたりの自己負担額ですが、端数整理の為、月単位では若干の誤差が生じます。
- ・利用者都合で前日17時以降のキャンセルが発生した場合、キャンセル料を以下の額の支払い

を受けます。

(1) 訪問介護サービス 1回につき 690円(税込料金)

(2) 緊急入院など、やむを得ず連絡ができなかった場合は除く。

<加算>

Ⓐ 1割負担の方 Ⓑ 2割負担の方 Ⓒ 3割負担の方

☆初回加算(初回及び過去二月利用がない場合)

新規(もしくは過去二月訪問介護の提供を受けていない場合)に訪問介護計画書を作成した利用者に対して、初回に実施した訪問介護と同月内に、サービス提供責任者が、自ら訪問介護を行う場合又は他の訪問介護員等が訪問介護を行う際に同行訪問した場合。

Ⓐ 214円 Ⓑ 428円 Ⓒ 642円

☆緊急時訪問介護加算

利用者やその家族から要請を受けて、サービス提供責任者がケアマネジャーと連携を図り、ケアマネジャーが必要と認めたときに、サービス提供責任者又はその他の訪問介護員等が居宅サービス計画にない訪問介護(身体介護)を行った場合。

1回 Ⓐ 107円 Ⓑ 214円 Ⓒ 321円

☆生活機能向上連携加算

ご利用者の在宅における生活機能向上を図る観点から、訪問リハビリ実施時にサービス提供責任者が、リハビリ専門職と同時に訪問し、ヘルプの方法の助言を受け、それに基づき共同で訪問介護計画書が作成された場合。

1月 Ⓐ 107円 Ⓑ 214円 Ⓒ 321円

☆介護職員処遇改善加算

基本単位に加算を加えた総単位数の13・7%を加算して、お支払金額とさせていただきます。

☆介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)

別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市町村に届けた事業所が、利用者に対し事業を実施した場合、当該基準に掲げる区分に従い、総単位数の6・3%を加算して、お支払い額とさせていただきます。

*個別の状況により、自己負担が4割になる場合があります。